

佐野市の

令和2年4月から



小学生・中学生※のこども医療費受給資格者証が新しくなります！

令和2年4月診療分から、小学生・中学生についても、自己負担分のない現物給付の対象医療機関等が、未就学児同様、県内医療機関等となります。

これまで、小学生・中学生のお子さんにつきましては、佐野市内の医療機関等において現物給付（保険診療分の窓口支払いが不要）でしたが、令和2年4月1日からは、対象医療機関等が栃木県内に拡大となります。

未就学児のお子さんにつきましては、今までと同じく県内の医療機関等で現物給付となります。

令和2年3月31日
受診分まで

未就学児	小学生・中学生
栃木県内現物給付	佐野市内現物給付



令和2年4月1日
受診分から

未就学児	小学生・中学生
栃木県内現物給付	

こども医療費受給資格者証	
公費番号	800090046
受給者番号	
被保険者名	
性別	
年齢	
生年月日	
性別	
被保険者名	
加入保険種類	
年齢	
受給対象	佐野市内現物給付
佐野市長	

古い資格者証



こども医療費受給資格者証	
公費番号	800090046
受給者番号	
被保険者名	
性別	
年齢	
生年月日	
性別	
被保険者名	
加入保険種類	
年齢	
受給対象	栃木県内現物給付
佐野市長	

新しい資格者証

NEW

※「満6歳に達した日の翌日以後における最初の学年の初め」から「15歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある者」を指します。

現物給付のご利用にあたっては、次の点にご注意ください!!

- 令和2年4月1日以降は、以前の受給資格者証は使用できません。同封の新しい受給資格者証をお使いください。
- 佐野市から転出した日以降は受給資格者証を使用できません。転出の際は受給資格者証を返還してください。
- お子さんが県外の医療機関等を受診し、窓口で保険診療分を支払った場合は、医療費助成申請書に領収証（書）を添えて、佐野市に申請してください。

お問い合わせ先
佐野市こども課
TEL 0283-20-3023